

# 6月定例会 議案審議結果

【会派の名称】 新政クラブ→高島新政クラブ 共産党→日本共産党高島市議員団 市民クラブ→高島市民クラブ 市民ネット→高島市民ネット

番号	案件名	審議結果	会派別賛否一覧					
			新政クラブ	共産党	たかしま21	市民クラブ	高島公明会	市民ネット
<b>【人事案件】</b>								
諮第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任者と認める 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第8号	高島市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第9~15号	荒谷山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第16~22号	鵜川財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第23~29号	打下財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第30~36号	鴨財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第37~43号	宮野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第44~48号	野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第49~54号	武曾横山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第55~61号	高島財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第62~66号	富坂財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第67~72号	高島・畑財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第73~79号	黒谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第80~85号	鹿ヶ瀬・黒谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第86~91号	畑財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
同意第92~97号	黒谷・畑財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同意 全員賛成	○	○	○	○	○	○
<b>【議決案件】</b>								
議第32号	専決処分につき承認を求めることについて（高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	承認 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第33号	財産の処分につき議決を求めることについて（朽木児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第34号	財産の処分につき議決を求めることについて（上野児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第35号	財産の処分につき議決を求めることについて（荒川児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第36号	財産の処分につき議決を求めることについて（荒川惣田児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第37号	財産の処分につき議決を求めることについて（地子原児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第38号	財産の処分につき議決を求めることについて（村井児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第39号	財産の処分につき議決を求めることについて（古川児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第40号	財産の処分につき議決を求めることについて（下岩瀬児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○
議第41号	財産の処分につき議決を求めることについて（ににぎ児童遊園）	原案可決 全員賛成	○	○	○	○	○	○

## 6月29日の本会議において、以下の意見書が全会一致で可決されました。

### 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う大型津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質が放出され、いまだ制御困難な状態に陥っており、国や電力会社の「安全神話」は崩れ去ったと言わざるを得ない。

若狭湾に立地する14基の原子力発電所から20キロから50キロ圏内に位置する高島市では、今回と同様の事故が発生すれば人命や財産、農産物等への甚大な被害が予測され、琵琶湖の水質や周辺環境への影響も必至である。こうしたことから、市民の原発事故に対する不安は日増しに高くなり、疑念が広がっている。

原子力発電所の徹底した安全対策を早急に構築し、市民の不安払しょくに努めることは国の責務である。よって、政府においては、問題の重要性と緊急性を強く認識され、次の措置を講じるよう強く要望する。

#### 記

- 1 今回の原子力発電所事故による汚染実態を踏まえ、緊急時計画区域（EPZ）を50キロ圏内まで拡大すること。
- 2 50キロ圏内の原発周辺地域における防災対策確立のため、国の責任において主要道路（国道161号、303号、367号）を避難道路として改良整備するとともに、避難施設の整備を早急に進めること。
- 3 原子力発電所にかかる安全基準の見直しに総力を挙げる。但し、運転開始後30年超の高経年化施設については抜本的な安全対策を講じるとともに、他の点検中施設の運転再開に当たっても、万全の安全確認と防災体制の確立、周辺地域住民の理解を前提とすること。
- 4 東日本大震災の教訓に立ち、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うほか、再生可能エネルギーの一層の活用に向けて、新たなエネルギー政策を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

高島市議会